

指名基準の運用方針

(平成18年 4月19日適用)

(平成19年 4月 2日改正)

(平成19年12月27日改正)

(平成21年 8月20日改正)

項 目	留 意 事 項
発注時における経営状況	<p>(1) 銀行取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される場合は、指名しない。</p> <p>(2) 警察当局等から、市長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合等、明らかに請負者として不相当であると認められる場合は、指名しない。</p>
発注時における手持工事の状況	<p>(1) 当該工事と同種工事の手持工事量からみて、当該工事の施工能力がないと判断される場合は、指名しない。</p> <p>(2) 当該工事が、建設業法上、専任技術者の配置が必要とされる場合（2,500万円以上の建設工事）、複数の当該必要技術者を有しない業者で既に発注する工事を施工しているもの、または、既に専任技術者の配置が必要とされる工事を施工しており、複数の当該必要技術者を有しない業者については、当該指名に係る工事の着工予定時点において、施工中の工事の完成が確実な場合以外は、指名しない。</p>
当該工事についての技術的適正や施工能力	<p>(1) 当該業者が請け負った市発注工事の直近の同種工事における工事成績が、「注意」「不良」の場合は、指名しない。</p> <p>(2) 当該業者が請け負った市発注工事の直近の同種工事において、指名停止に至らない事由により警告又は注意を受けた場合は、指名しない。</p> <p>(3) 入札に際し、市が求めた積算内訳書等の提出ができなかった場合は、直近の同種工事等において、指名しない。</p>
地元業者の育成	<p>地元業者育成のため、市外格付業者については、当該業者の主たる工種についてのみ指名する。ただし、特殊工事等で指名の必要がある場合は、市外格付業者から主たる営業所の所在地の地理的条件及び市発注工事実績を勘案のうえ、格付されている他の工種を指名することができる。</p> <p>※ 「市外格付業者」～建設業許可において「主たる営業所」の届出を、紋別市外としている業者</p> <p>「市内格付業者」～建設業許可において「主たる営業所」の届出を、紋別市内としている業者</p>